

環境省

オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会

オフセット・クレジット（J-VER）制度事務局 御中

オフセット・クレジット(J-VER)制度利用に伴う誓約書

平成 年 月 日

(事業者)

(役職)

(代表者氏名)

印

当事業者はオフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款及び該当する特約の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約いたします。

プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者の方のみ

下記のプロジェクト申請にあたり、下記の者をプロジェクト代表事業者と認め、手続きを委任します。

記

1: プロジェクト名	
2: プロジェクト代表事業者 (事業者) (役職) (氏名)	

プロジェクト代表事業者のみ

以下の申請にあたり、当事業者はプロジェクト代表事業者として手続きを行います。

プロジェクト名	
---------	--

1 プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者については、プロジェクトごとに提出する必要がありますが、オフセット・クレジット（J-VER）登録簿に口座を開設にあたっては何らかの形で一度、当誓約書を事務局に提出していただければ再提出の必要はありません。

オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款

（本約款の目的）

第 1 条 本約款は、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会（以下「認証運営委員会」という。）の決定及び第 3 条第 2 項に定める基本文書に基づき、同条第 1 項に定める制度利用者と制度管理者である環境省との関係を規定するものである。

（特約との関係）

第 2 条 本約款とは別に、本約款に係る特約（森林管理プロジェクト特約を含むがこれに限られない。）が制定された場合には、当該特約は本約款の一部を構成するものとし、本約款の内容と特約とが一致しない場合には、その限りにおいて特約が本約款に優先する。

（定義）

第 3 条 本約款において、制度利用者とは以下の各号のいずれかに該当する者を意味する。

- （1）プロジェクト代表事業者
- （2）プロジェクト事業者
- （3）プロジェクト参加者
- （4）オフセット・クレジット（J-VER）登録簿に口座を開設する者（オフセット・クレジット（J-VER）登録簿において専ら都道府県 J-VER のみを保有する者も含む）
- （5）その他、基本文書で定められる手続に従い制度管理者に対して関係を持つ者

2 本約款において、基本文書とは、以下の各号に定める規則、規程又はその他の文書を意味する。

- （1）オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則
- （2）オフセット・クレジット(J-VER)制度委員会規程
- （3）オフセット・クレジット(J-VER)制度における方法論
- （4）オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
- （5）オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性確認・検証ガイドライン
- （6）オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システム利用規程
- （7）上記の他、上記各号の定めに従い、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づき認証運営委員会により制定される文書

3 本約款において、特段定義されていない用語については、基本文書で定義された意味を有する。

(代理人)

第 4 条 制度管理者は、基本文書に基づき、本約款における業務執行については、オフセット・クレジット (J-VER) 制度事務局 (以下「制度事務局」という。) を代理人として定める。

(制度利用における事項に関する合意)

第 5 条 制度利用者は、オフセット・クレジット (J-VER) 制度を利用するにあたり、本約款及び基本文書の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約する。また、本約款及び基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更、改廃等があった場合には、当該変更、改廃が施行される日以降 (但し、認証運営委員会が特に必要と認めた場合には、当該変更、改廃について遡及的に)、その内容に従うことを誓約する。

2 前項に加えて、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者 (以下、「プロジェクト代表事業者等」という。) は、オフセット・クレジット (J-VER) 制度を利用するにあたり、制度管理者に対する情報提供について、以下の事項に合意する。

(1) 認証運営委員会又制度事務局に対する報告内容においては、プロジェクト等の状況を適宜適切に反映させ、正確な情報を提供すること

(2) 情報の正確性に疑義が生じた場合、速やかに認証運営委員会又は制度事務局の指示に従うこと

3 第 1 項に加えて、プロジェクト代表事業者等は、オフセット・クレジット (J-VER) 制度を利用するにあたり、オフセット・クレジット (J-VER) 制度における評価の対象となった排出削減量又は吸収量が、他の制度 (温室効果ガス削減・吸収に係るクレジットを認証する制度又は温室効果ガス排出量を報告公表する制度を含む。) 等において二重に評価される事態 (以下「ダブルカウント」という) を回避するために、以下の事項に合意する。

(1) オフセット・クレジット (J-VER) の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとること。ダブルカウントを避けるための措置には以下の事項を含む。

(ア) 類似制度に基づく二重認証の禁止

プロジェクト代表事業者等は、認証運営委員会において認証され、発行される温室効果ガス排出削減量又は吸収量に対して、他の類似した制度において温室効果ガス排出削減量又は吸収量としての認証を受けない。

また、もし他の類似した制度において、温室効果ガス排出削減量又は吸収量としての認証を受けた場合には、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づき発行されるオフセット・クレジット (J-VER) 又は他の類似制度のいずれかに基づき発行される温室効果ガス排出削減又は吸収量のいずれか一方を、当該

制度に基づく適切な方法により無効化する。かかる方法が困難である場合は、無効化されていない排出削減量又は吸収量に相当する量のオフセット・クレジット（J-VER）を調達したうえで、これを無効化する。

(イ) 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止

オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく認証を受け、オフセット・クレジット（J-VER）が発行されたプロジェクトにおけるプロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクトにより発行されたオフセット・クレジット（J-VER）を入手し無効化した者が、公的制度に基づく温室効果ガス排出量又は吸収量の報告の際に、オフセット・クレジット（J-VER）の無効化を理由とする調整を行ったことを把握した場合、以下の措置を執り行う。

①プロジェクト代表事業者等が当該公的制度に基づいて報告・公表を行う際に、オフセット・クレジット（J-VER）の無効化を理由として調整された排出削減量又は吸収量を、適切に温室効果ガス排出量に上乗せ、又は、温室効果ガス吸収量を減らして報告又は公表を行う。

②必要に応じオフセット・クレジット（J-VER）制度事務局及び当該公的制度管理者に対して当該情報の提供を行う。

(ウ) 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止

オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく認証を受け、オフセット・クレジット（J-VER）が発行されたプロジェクトにおけるプロジェクト代表事業者等は、ホームページ、環境報告書などにおいて、当該プロジェクトの内容及び当該プロジェクトから創出されるオフセット・クレジット（J-VER）の発行量及び移転量を明記する。

(2) 前号にもかかわらず、ダブルカウントが生じていることを認証運営委員会が把握した場合は、制度事務局は当該プロジェクト代表事業者等に対してダブルカウントを是正する措置を 40 営業日以内に講ずることを求めることができ、この場合、プロジェクト代表事業者等はかかる措置を執り行うこと

(3) 前号にもかかわらず 40 営業日以内にダブルカウントを是正する措置が講じられなかった場合、プロジェクト代表事業者等は、当該ダブルカウント分の温室効果ガス排出削減・吸収量を無償で制度管理者に対して譲渡することにより 40 営業日以内に補填するか、又はその他制度管理者が指定する方法により補填すること

(4) 複数のプロジェクト代表事業者等が申請を行った場合は、前号の責任は各プロジェクト代表事業者等が連帯して負担すること

(5) 第(2)号にもかかわらず、40 営業日以内に補填義務が履行されなかった場合、制度事務局は当該プロジェクト代表事業者等の氏名等を公表するとともに、当該プロジェクト代表事業者等に代わって同量のオフセット・クレジット（J-VER）を調達の上無効化を行うため、当該プロジェクト代表事業者等はこれに要した一切の費用を制度事務

局に補償しなければならないこと

(個人情報)

第 6 条 制度事務局は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を順守する。

2 制度利用者は、制度事務局が、当事業に必要な範囲で、制度利用者の個人情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。

(基本文書に違反した場合の措置等)

第 7 条 制度管理者は、制度利用者が本約款及び基本文書に違反した場合又は本約款及び基本文書を遵守するのが困難であると認める場合は、当該制度利用者が関与するオフセット・クレジット (J-VER) のプロジェクト登録を抹消することができる。また、制度管理者は、当該制度利用者が、事象発生以降に、新たにプロジェクト申請やクレジット発行申請及び移転を行うことを拒絶することができる。

2 制度利用者は、前項に基づくプロジェクト登録の抹消以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(免責事項)

第 8 条 オフセット・クレジット (J-VER) 制度上の各種申請等、プロジェクトに対する投資等又はオフセット・クレジット (J-VER) の売買等、オフセット・クレジット (J-VER) 制度の利用又は参加等に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全て制度利用者の責任で対処しなければならない。また、オフセット・クレジット (J-VER) 制度の利用によりいかなる損失が生じても、環境省、認証運営委員会及び制度事務局は責任を負わず、制度利用者は、環境省、認証運営委員会及び制度事務局に対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第 9 条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款及び特約を制定又は改訂したときは、制度事務局のホームページ上にすみやかに記載する。

2 本約款及び特約に定めがない場合は、制度管理者の指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止又は終了)

第 10 条 オフセット・クレジット (J-VER) 制度は、環境省の政策変更により、いつ

でも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、制度事務局のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度利用者に損害等が発生しても環境省、認証運営委員会及び制度事務局は一切責任を負わない。

(本制度からの離脱)

第 11 条 制度利用者は、制度管理者との協議の上合意した場合には本制度から離脱することができる。

2 制度利用者は、前項に基づく本制度からの離脱以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 12 条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. 本約款は、平成 21 年 4 月 23 日から施行する。
2. 本改正は、平成 21 年 10 月 13 日から施行する。
3. 本改正は、平成 21 年 12 月 3 日から施行する。
4. 本改正は、平成 22 年 1 月 18 日から施行する。
5. 本改正は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

森林管理プロジェクト 特約

(特約適用者の範囲)

第 1 条 本特約は次のプロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者（以下、「森林管理プロジェクト代表事業者等」という）に対して適用され、本特約を遵守する義務を持つ。

- (1) オフセット・クレジット (J-VER) 制度における「オフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるポジティブリスト」に定められたポジティブリスト R001「森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト)、ポジティブリスト R002「森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (持続可能な森林経営促進型プロジェクト)、ポジティブリスト R003「植林活動による CO2 吸収量の増大」を利用したプロジェクト (以下「森林管理プロジェクト」という) を計画の上で、オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会 (以下「認証運営委員会」という。) に対してプロジェクト申請を行い、認証運営委員会の決議によりプロジェクト登録を受けたプロジェクト代表事業者等
- (2) 前号のプロジェクト代表事業者等から、本約款及び本特約を順守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を継承した上で、当該プロジェクトが実施された対象地を譲受する事業者等
- (3) 前号の事業者等から、本約款及び本特約を順守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を継承した上で、当該プロジェクトが実施された対象地を譲受する事業者等

(森林管理プロジェクト代表事業者等の義務)

第 2 条 森林管理プロジェクト代表事業者等は、オフセット・クレジット (J-VER) 制度利用約款 (以下「本約款」という。) の定めを遵守するとともに、これに加えて、当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (プロジェクト計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) 等温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行ってはならない。

2 森林管理プロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 4 月 30 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、当該プロジェクトが実施された対象地に係る森林施業計画書、伐採届、造林届等の写しをオフセット・クレジット (J-VER) 制度事務局 (以下「制度事務局」という。) に提出しなければならない。ただし、植林プロジェクトの場合は、当該プロジェクトが実施された対象地が森林計画の対象となった期日以降のみ適用する。

3 森林管理プロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 4

月 30 日までの間に、プロジェクトに大幅な変更が生じる恐れが生じる場合は、すみやかに当該プロジェクトが実施された対象地に係る森林施業計画書等の写しを制度事務局に提出しなければならない。

4 森林管理プロジェクト代表事業者等が、当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 4 月 30 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する際は、事前に制度事務局に届出を行わなければならない。また、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①本約款及び本特約を順守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から制度管理者に対して、譲受人が本約款及び本特約を順守する契約主体としての地位を承継すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

(森林管理プロジェクトにおける違約事象)

第 3 条 本特約においては、以下の各号に掲げる事象を違約事象として取り扱う。

- (1) 森林管理プロジェクト代表事業者等が、登録を受けたプロジェクト計画と異なる人為的な土地転用・主伐を行うことにより、温室効果ガス吸収効果が消失した場合
- (2) 森林管理プロジェクト代表事業者等が、毎年 4 月 30 日までに、プロジェクト実施に係る森林施業計画書等の写しを制度事務局に提出しなかった場合
- (3) 森林管理プロジェクト代表事業者等が、当該プロジェクトが実施された土地を第三者に譲渡する際に、第 2 条第 4 項所定のいずれかの義務を遵守しなかった場合
- (4) 当該プロジェクトが、プロジェクト申請時におけるポジティブリストの適格性基準を満たさなくなった場合
- (5) プロジェクトが実施された対象地に係る森林施業計画の認定が取り消された若しくは認定が継続されなかった結果、又は森林認証が取り消された若しくは継続されなかった結果、当該森林管理クレジットにおける温室効果ガス吸収量の永続性が確保できなくなった場合
- (6) その他、プロジェクトが実施される対象地において森林の持続的な管理を怠り、温室効果ガス吸収効果を著しく損ねた場合

(違約時の補填義務)

第 4 条 前条に掲げる違約事象が生じた場合には、当該森林管理プロジェクト代表事業者等は、当該違約事象に係る既に発行されたオフセット・クレジット (J-VER) を対象に、温室効果ガス吸収効果消失分に相当する量のオフセット・クレジット (J-VER) を第 5 条に定める方法により補填しなければならない。

2 制度事務局により補填請求があった場合は、森林管理プロジェクト代表事業者等は 40 営業日以内にかかる義務を履行しなければならない。森林管理プロジェクト代表事

業者等が複数である場合は、各森林管理プロジェクト代表事業者等は連帯してかかる義務を負担する。

3 制度事務局による補填請求後、40 営業日以内に義務が履行されなかった場合は、当該森林管理プロジェクト代表事業者等の氏名等を制度事務局によって公表するとともに、当該森林管理プロジェクト代表事業者等に代わって同量のクレジット（J-VER）を調達の上、無効化を行い、当該森林管理プロジェクト代表事業者等はこれに要した一切の費用を制度事務局に補償しなければならない。

（補填方法）

第 5 条 第 4 条における森林管理プロジェクト代表事業者等の補填は、第 3 条に掲げる違約事象を生じたプロジェクトから発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、森林管理プロジェクト代表事業者等が所有する当該クレジットを事務局が強制的に無効化することによって行うものとする。

2 前項による無効化量では、補填に必要なクレジット量が不足する場合、当該森林管理プロジェクト代表事業者等は、当該不足分を上回る量のクレジット量の制度管理者が適当と認める排出量クレジットを調達し、これを制度管理者に対して無償で譲渡する方法その他制度管理者が指定する方法で無効化しなければならない。